

～保護者の方の就労状況や家庭状況に変更が生じたとき～

内容	必要書類	提出期限	備考
退職したとき	○変更申請書兼変更届	支給認定区分（保育を必要とする事由に 応じる）に変更が生じる月の前月の 10日まで	退職日より原則2か月間の求職活動認定になります。 その間に次の就労先の就労証明書を提出できない場合は退所になります。 【例】7/15退職の場合：7月→就労認定、8・9月→求職活動認定 8月に認定の変更が生じるため、前月10日（7/10）までに必要書類を提出
退職したとき （母の産前産後期間中）	○変更申請書兼変更届 ○妊娠証明書または母子手帳の写し	支給認定区分に変更が生じる月の前 月の10日まで	上の子が在園していて、下の子の産前産後期間中に退職した場合は、認定事由は「就労」 から「妊娠・出産」へ変更になり、産後2か月で退所になります。
退職したとき （育児休業期間中）	○退所届	退所月の10日まで	家庭保育が可能とみなし退所になります。
就労先が決まったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	支給認定区分に変更が生じる月の前 月の10日まで	就労開始日の属する月より、就労認定になります。 【例】8/10～就労開始の場合：8月～→就労認定 8月に認定の変更が生じるため、前月10日（7/10）までに必要書類を提出
就労先および就労時間等が 変わったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	就労証明書を取得次第すみやかに	
育児休業を取得するとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 （育児休業の取得期間が記載された もの）	育児休業開始日まで	〔兄弟の在園〕 すでに兄弟が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得する場合は、本来であ れば家庭保育が可能とみなし退所になりますが、保育の継続性を考慮し、育児休業対象 児童が1歳になる年の年度末まで兄弟の在園が可能です。  〔保育所（園）の利用時間〕 育児休業開始日の属する月の翌日より保育短時間になります。 【例】7/20より育児休業を取得する場合：8月～→保育短時間
母の産後休暇後に父が育児休 業を取得するとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 （育児休業の取得期間が記載された もの）	育児休業開始日まで	産後休暇（生後8週）後に育児休業を取得する方は、母の育児休業と重複する期間であ っても、就労証明書の提出が必要です。

内容	必要書類	提出期限	備考
家庭状況が変わったとき (婚姻)	○変更申請書兼変更届 ○配偶者分のお子様を保育できない 状況を証明する書類	入籍日の属する月の末日まで	入籍日の属する月の翌月より、両親分の市区町村民税所得割課税額に基づき保育料等を算定します。
家庭状況が変わったとき (離婚)	○変更申請書兼変更届	離婚日の属する月の末日まで	離婚日の属する月の翌月より、お子様を養育する方の市区町村民税所得割課税額に基づき保育料等を算定します。ひとり親世帯等への保育料軽減制度等に該当する場合があります。 ※届出が遅れた場合、遡及して適用はできません。
家庭状況が変わったとき (離婚調停中)	○変更申請書兼変更届 ○裁判所からの証明書等 (期日通知書等)	調停期日の属する月の末日まで	調停期日の属する月の翌月より、お子様を養育する方の市区町村民税所得割課税額に基づき保育料等を算定します。 ※届出が遅れた場合、遡及して適用はできません。
世帯員が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを取得したとき	○変更申請書兼変更届 ○各種手帳の写し	各種手帳を取得次第すみやかに	届出のあった月の翌月より、障害をお持ちの方がいる世帯として保育料等を算定します。障害をお持ちの方がいる世帯等への保育料軽減制度等に該当する場合は、保育料等に変更が生じる場合があります。 ※届出が遅れた場合、遡及して適用はできません。

#### 【よくある質問】

Q：保護者が7/15に自己都合により退職し、すぐに求職活動を開始します。子を保育所（園）に継続して通わせたい場合、いつまでに次の就労先を決めて手続きをしたらよいですか。

A：8月と9月の2か月間が求職活動認定になります。9/10までに就労証明書（就労開始予定日が10月からのもの）をご提出いただくことにより、10月から就労認定に変更になります。

Q：保護者が求職活動中でしたが、7/15からの就労が決まりました。月の途中（7/15）からでも保育所（園）の利用時間を保育標準時間に変更できますか。

A：支給認定は月単位で行いますので、月途中での変更はできません。

Q：保護者が8/1より就労します。就労証明書は取得できていませんが、期限までに変更申請書兼変更届を提出すれば、8月から就労認定に変更できますか。

A：就労証明書の提出がない場合は、就労認定に変更することはできません。

Q：下の子の出産のため、母が産前産後休暇を取得予定です。産前産後期間中の保育所（園）の利用時間は保育短時間になりますか。

A：産前産後期間中は、お子様を保育標準時間でもお預けいただけます。育児休業開始日の属する月の翌月より保育短時間になります。